介護報酬の解釈 3 QA·法令編

定価 本体4.300円+税/B5判·約1.300頁 ISBN978-4-7894-1529-3 C3047 ¥4300E



商品No.11423

厚生労働省発出のQ&Aをサービス別に整理して収載 関係法令も集成、さらに実務に精通するための一冊

- ■厚牛労働省によるQ&Aをサービス種別・内容に応じてまとめ、質問の対象となった単位数表等の該当部分とと もに掲載しました。
- ●テーマごとの関連告示・通知と請求書・明細書の記載要領を集大成,介護報酬・指定基準の実務・運用の細部 にふみこむ一冊です。

本書の構成(予定)

I 介護報酬Q&A

- (1)全サービス共通
- (2)居宅サービス・介護予防サービス
- (3)施設サービス
- (4)地域密着型サービス

Ⅱ 指定基準Q&A(人員/設備/運営)

- (1)全サービス共通
- (2)居宅サービス・介護予防サービス
- (3)施設サービス
- (4)地域密着型サービス

○厚生労働省「介護サービス関係Q&A」に準じた情報を 掲載しています。

- ○平成12年の制度発足時から平成29年度までのQAは 介護報酬Q&Aと指定基準Q&Aに大別し、それぞれを サービス種別単位でまとめています。
- ○平成30年度介護報酬改定に関するQ&Aは別掲してい ます。

Ⅲ 平成30年度報酬改定Q&A

■法令·通知

- (1)单位数表関係告示
- (2)算定体制の届出
- (3)事務処理手順例・様式例

- (4)居住費・食費等の低所得者対策
- (5)介護給付費の請求
- (6)医療保険等との調整

(7)介護扶助

- (8)介護予防·日常生活支援総合事業
- ■請求書・明細書の記載要領

○介護報酬の請求に関する情報をまとめました。

介護報酬・1 全サービス ①全サービス共涌/②訪問系サービス もののため、指定権者において対応可能であれば届出は必要ない 全サービス共涌 【訪問系サービス関係共通事項】 医療機関においては、従来より利用者負担は10円単位の請求であったため、同じ取扱をしても美 問ち 日の冷山に 集合住宅滅首の適田を受ける建物に入屋した又は当該建物から泥屋した場合 日 の全てのサービス提供部分が減算の対象となるのか。 厚生労働省発出 集合住宅補賃については 利用者が補賃対象となる強物に入居した日から退居した日までの間に受け ↑ | 介護報酬通知(平12老企36号)・第2の1・(1) [居宅★ ビスの例 発音は上級ページいては、利用石が風外象となる監視に入店した日から地店した日までの向に交けたサービスについてのみ減算の対象となる。 月の定額機関であるサービスのうち、介護子防訪問介護費、夜間対応慰訪問介護費(II)及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護費については、利用者が減算対象となる建物に居住する月があるサービス のQ&Aに準じ 単位数算定の際の端数処理 て掲載 回・四回が知い至回回り取得機関は「パーには、700日が成め対象となるな知い上にすってかののもっこと、 に係る機関(日間)計算が行われる場合は日前り後の間(こついて通数回対象となるない。 なお、夜間対応型結門介護費(1)の基本使回対応型結門介護費については減算の対象とならない。 また、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護費及び看護小規模多機能型居宅介護費については利用者の 位数の管守については、北木とカス単位数に無途管の計管(度に、小数点以下の端数処理(四捨五入) いく計算になる 訪問介護(身体介護中心 30分以上1時間未済<mark>亡388</mark>単位) ・事業所と同一の遺物に居住する利用者にサービスを行う場合,所定単位数の90%を算定 本た。(ハロス) おり かんない (水田の) 除する。 必要に応じて関連 所定単位数の20%を加算 (平24.3.16間1) 月の途中に、同一の建物に対する減れの適用を受ける建物に入居した) た場合、月の全てのサービス提供分が減算の対象となるのか。 する法令・通知を 同一の砂物に対する減管についてけ、利田老が真教所と同一の砂物に入屋した日からお手した日までの |一の鬼物に対する風外については、初用石がす |に受けたサービスについてのみ減算の対象とな |た、月の定額報酬である介護予防訪問介護費。 、数占以下) の器数については「切り捨 参考として掲載。 。 夜間対応型訪問介護費 (Ⅱ)及び (介護予防)小規模 また。万少の私時間、の別席で同の中が東京という。 多機能型配合を消化されては、利用者が非変形と可っ逸情に配ける日がある。 機関(日割り計算が行われる場合は日割り後の離しについて減算の対象となる。なれ、夜間対応型訪問 介護費(1)の基本夜間対応型訪問介護費については減算の対象となるない。 区分は1級地) また、関係告示等 は参照箇所を明示 (加算等を加えた一体型の合成コードとし 平成30年度報酬改定Q&Aで ス提供の効率化に 的にはどのような は、削除されたQ&Aや修正 集合住宅減算は、 要介護状態区分が月途中で変更になった場合の請求について 分に事業所がある場合 される前のQ&Aがあった場 利用者を訪問する場合 評価するために行うも 倒さげ 4 日15日に反公亦面由法を行い、更合確りもと更合確りに亦面とたった基合 14日まで「更合 護2」に応じた単位数で請求し、15日からは「要介護3」に応じた単位数で請求する。また、変更申請 合はあわせて掲載 中における当該月の報酬請求については、要介護状態区分の結果が判明した後に行うことになる。な 従来の仕組みでは、 お、4月分の区分支給限度基準額については、重い方の要介護状態区分である「要介護3 | の区分支給 ス付き窓輪者向け住ち へつさの間を目的けた。 今般の見直しでは、 事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様の移動時間により訪問できるも のについては同様に評価することとし、「同一敷地内にある別様の集合住宅」、「隣接する敷地にある集 合作字|「道路等を挟んで職様する敷地にある集合作字|のうち。事業所と同一建物の利用者を訪問す Q3 請求に関する消滅時効 時効成立間際の請求 る場合と同様に移動時間が軽減されるものについては、新たに、減算対象とすることとしたものである。 このようなことから、例えば、以下のケースのように、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と 平成12年4月サービス提供分に係る介護報酬は、事業者による請求(代理受領)の場合 平成14 は移動時間が明らかに異なるものについては、減算対象とはならないものと考えている。 - 12 -- 465 -



- 590

間入浴介護事業所をいう。) であること。

三 指定訪問看護における指定居宅サービス介護

介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び

運営並びに指定介護予防サービス等に係る介

基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下

1 介護給付費請求書 介護給付費請求書等の記載要領について (平成13年11月16日 老老発第31号/最終改正:平成27年3月27日 老介発0327第1号・老高発0327第1号・老振発0327第1号・老老発0327第2号 別紙13) 1 介護給付費請求書に関する事項(様式第一) (1) サービス提供年月 請求対象となるサービスを提供した年月を和暦で、「年」「月」それぞれ右詰で記載すること。 (2) 請求先 保険者名、公費負担者名等を記載すること。ただし、記載を名略して<mark>素</mark>し支えないこと。 (3) 請求日 審査支払機関へ請求を行う日付を (4) 請求事業所 請求書・明細書等の記載要 ① 事業所番号 指定事業所番号又は基準該当事 領通知のほか, 算定体制の ② 名称 指定等を受けた際に届け出た事 届出・医療保険等との給付 ③ 所在地 が1年場 指定等を受けた際に届け出た事
連絡先 調整などに関連する法令・ 連相元 審査支払機関、保険者からの問 保険請求(サービス費用に係る部 通知も掲載 保険請求の介護給付費明細書(生 サービス・介護予防サービス・地域 ごとに、以下に示す項目の集計を行って記載すること。合計欄には2つの区分の合計を記載すること。 作数 保険請求対象となる介護給付費明細書の件数(介護給付費明細書の様式ごとに被保険者等1人分 の請求を1件とする。)を記載すること。 ② 単位数・点数 保険給付対象の単位数及び点数の合計を記載すること。 ③ 費用合計) 現代日配 介護給付費明細書の保険請求対象単位数 (点数) に単位数 (点数) あたり単価を乗じた結果 (小 数点以下切り拾て) の合計を記載すること (金額は保険請求額、公費請求額及び利用者負担の合計 (4) 保険請求額 介護給付費明細書の保険請求額の合計額を記載すること。 ⑤ 公費請求額 介護給付費明細書の公費請求額の合計額を記載すること。 介護給付費明細書の利用者負担額と公費分本人負担額を合計した額を記載すること。 (8) 保険請求(特定人所省介護サービス費等に係る部分) 保険請求の介意格付費明確等(性不成等) 保険請求の介意格付費明確等(性活保護の中級請求の場合を除く。)について以下に示す項目の集計を行って記載すること。合計欄に同じ内容を記載すること。 特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費(以下「特定入所者介護サービス

- 1131 -

12

介護報酬の解釈

13